

建築確認申請等手数料（令和7年4月1日以降適用）

R7.4.11 修正

【建築物】

（単位：円）

床面積の合計	確認申請手数料 ※1	中間検査申請等手数料	完了検査申請等手数料 ※2	
			（中間検査有り）	（中間検査無し）
30 ㎡以内	15,000	23,000	20,000	21,000
30 ㎡超～100 ㎡以内	20,000	29,000	25,000	26,000
100 ㎡超～200 ㎡以内	29,000	34,000	32,000	33,000
200 ㎡超～500 ㎡以内	43,000	44,000	47,000	51,000
500 ㎡超～1,000 ㎡以内	69,000	64,000	67,000	73,000
1,000 ㎡超～2,000 ㎡以内	94,000	79,000	84,000	90,000
2,000 ㎡超～10,000 ㎡以内	254,000	163,000	181,000	185,000
10,000 ㎡超～50,000 ㎡以内	401,000	259,000	274,000	286,000
50,000 ㎡超	737,000	474,000	521,000	533,000

【確認※1：省エネ基準(仕様基準)の審査を要する場合の加算】（単位：円）

特定建築行為に係る 建築物の床面積の合計	省エネ基準(仕様基準)の審査を要する場合の加算	
	戸建て住宅	共同住宅等
30 ㎡以内	8,000	17,000
30 ㎡超～100 ㎡以内		
100 ㎡超～200 ㎡以内		
200 ㎡超～500 ㎡以内	9,000	27,000
500 ㎡超～1,000 ㎡以内		
1,000 ㎡超～2,000 ㎡以内		43,000
2,000 ㎡超～10,000 ㎡以内		
10,000 ㎡超～50,000 ㎡以内		58,000
50,000 ㎡超		

【完了※2：省エネ基準の検査を要する場合の加算】（単位：円）

要確認(通知)特定建築行為に係る 建築物の床面積の合計	省エネ基準の検査を要する場合の加算
30 ㎡以内	8,000
30 ㎡超～100 ㎡以内	
100 ㎡超～200 ㎡以内	
200 ㎡超～500 ㎡以内	11,000
500 ㎡超～1,000 ㎡以内	14,000
1,000 ㎡超～2,000 ㎡以内	23,000
2,000 ㎡超～10,000 ㎡以内	89,000
10,000 ㎡超～50,000 ㎡以内	156,000
50,000 ㎡超	173,000

※確認申請

移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更の場合は、当該部分の床面積の 1/2 について算定。

確認申請において省エネ基準（仕様基準を適用するものに限る）の審査を要するものについては、その特定建築行為に係る建築物の床面積について算定した額を加算した額を徴収する。

※計画変更確認申請

確認を受けた建築物の計画を変更して建築（移転は除く）する場合は、変更に係わる部分の床面積の 1/2 について算定。この場合、省エネ基準(仕様基準)の審査を要する場合の加算は行わない。

※完了検査

移転・大規模の修繕・大規模の模様替の場合は、当該部分の床面積の 1/2 について算定。

完了検査申請において省エネ基準の検査を要するものについては、その要確認特定建築行為及び要通知特定建築行為に係る建築物の床面積について算定した額を加算した額を徴収する。

【建築設備及び工作物】

（単位：円）

種 別	確認申請手数料	確認申請手数料 （計画変更）	完了検査申請等手数料
エレベーター、エスカレーター	19,000	10,000	25,000
小荷物専用昇降機	10,000	6,000	16,000
工作物	18,000	10,000	18,000